

診療情報の開示について① <患者さん・ご家族の方へ>

1. はじめに（用語のご説明）

■ 診療情報	診療の過程で、患者さんの身体状況、病状、治療等について、医師またはその指揮・監督下にある医療従事者が知り得た情報
■ 診療録	医師法第 24 条所定の文章
■ 診療記録等	診療録、手術記録、麻酔記録、各種検査記録、検査成績表、エックス線、写真、看護記録、その他、診療の過程で患者さんの身体状況、病状等について作成、記録された書面、画像等の一切
■ 診療記録等の開示	患者さんや特定の方に対して、診療記録等の閲覧、謄写の求めに応ずること

2. 原則

患者さんが自己の診療録、その他の診療記録等の閲覧、謄写を求められた場合には、原則としてこれに応じます。

患者さんもしくは開示を求めることができる方が診療記録等の説明を求めて来院された場合、主治医は出来る限り速やかに面談に応じます。

3. 開示を求めることのできる方

診療記録等の開示を求めることのできる方は、原則として次のとおりです。

- ① 患者さんが成人で判断能力がある場合は、患者さんご本人
- ② 患者さんに法定代理人がある場合は、法定代理人。ただし、満 15 歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認めることができる
- ③ 診療契約に関する代理権が付与されている任意後継人
- ④ 患者さん本人から代理権を与えられた親族
- ⑤ 患者さんが成人で判断能力に疑義がある場合は、現実には患者さんのお世話をしている親族およびこれに準ずる縁故者

※請求者の身分証明書、続柄を証明する戸籍謄本が必要です。（発行日から 3 ヶ月以内）

4. ご遺族に関する診療情報提供

患者さんが死亡された場合には、遅滞なく、ご遺族に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供します。この場合、開示について定めた事項を準用します。ただし、診療記録等の開示を求めることができる方は、患者さんの法定相続人とします。

※請求者の身分証明書、続柄を証明する戸籍謄本が必要です。（発行日から 3 ヶ月以内）

5. 診療情報の提供ができない場合

診療情報は患者さん個人の所有物ですので、その目的に関わらず原則提供いたしますが、下記の事由に該当する場合には、提供いたしかねることがございます。

- ① 診療情報の提供が、第三者の利益を害する恐れがあるとき
- ② 患診療情報の提供が、患者さん本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき

診療情報の開示について② <患者さん・ご家族の方へ>

6. 開示の流れ

- ① 1階の総合受付で開示の申し込みに来られたことをお伝えください。
- ② 別室で医事課職員より「開示についての注意事項説明書」をお見せしながら、当院における開示の流れについてご説明いたします。
- ③ 「診療記録等の開示申込書」に必用事項をご記入いただきます。
- ④ 免許証、保険証等でご本人確認をさせていただきます。代理の方の場合は「委任状」をお渡しします。
- ⑤ 診療記録等の閲覧をご希望か、複写をご希望かお尋ねします。
また、診療記録について医師からの説明をご希望かどうかお尋ねします。
- ⑥ 複写をご希望の場合、たいへん申し訳ございませんが、諸手続き、コピー製本等の作業期間として基本的に2週間の猶予をいただいております。
- ⑦ 閲覧、医師との面談、医師からの説明をご希望の場合、ご都合の悪い日時をお尋ねします。
- ⑧ 申込書の控えをお渡しします。
後日、当院より開示の可否と、面談、説明、複写お渡し等の日時をご連絡させていただきます。
- ⑨ 複写は、お約束の日に、申込書の控え・代理人の場合「委任状」・費用と引き換えにお渡しします。
主治医からのご説明も希望される場合は、面談開始時に医事課職員よりお渡します。
- ⑩ 面談ご希望の場合は、お時間に余裕を持ってご来院ください。

7. 費用について

1冊（1回の入院のカルテ）につき、**一律 4,400 円（税込み）**※レントゲンフィルム・カルテすべて含む
CD-R 代 1枚につき、**1,100 円（税込み）**

8. 相談窓口について

当院での対応についてご不満を持たれた場合は、大阪府医師会に診療情報提供に関する相談窓口がございますので、そちらへご相談ください。

大阪府医師会

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号
TEL：06-6763-7000



診療情報等を読み取って理解するのは、医師や看護師でない一般の方にはたいへん難しいと思われます。医師からのご説明をぜひお勧めします。また、医師との面談は開示の手続きなしで可能です。病院職員に面談希望をお伝えください。なるべくご希望に沿うようお時間をおとりいたします。